

# 内閣府本府政策評価有識者懇談会議事録（第24回）

日 時：平成28年3月29日（火）12:59～14:34

場 所：中央合同庁舎第8号館429会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

1. 平成27年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）について
2. 平成28年度内閣府本府政策評価実施計画（案）について
3. 第5次内閣府本府政策評価基本計画（改定案）について
4. 平成26年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）等について
5. 今後の予定等

## 3. 閉 会

○山谷座長 それでは、ただいまから「内閣府本府政策評価有識者懇談会」の第24回会合を開催いたします。

皆様には御多忙中のところ御足労いただき、ありがとうございます。

本日、田中先生は、所用により欠席でございます。

本日の懇談会は、前回の懇談会と同様、公開にて行います。

まず、福井内閣府大臣官房政策評価審議官から、御挨拶をお願いいたします。

○福井審議官 皆さん、本日は年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、平成27年度内閣府本府政策評価実施計画の改定案から始まりまして、また、てんこ盛りでいろいろなことをお願いしております。内閣府の施策は多岐にわたっております。しかも、それぞれの施策の特性がいろいろあるというのが特徴でございます。これらの特性に応じた形で評価が可能となるようにということで、私どもは政策評価の体系と方法について少し見直しを行っております。

それから、前回の懇談会の席だったと思いますが、いろいろ御意見をいただきましたので、これも踏まえさせていただいて、それから、先月になりますが、総務省の政策評価審議会のほうで目標管理型の政策評価の改善方策が報告されておりますので、これらも踏まえまして、いろいろな工夫をしておりますので、ごらんいただければと思っております。

例えばという例示で恐縮ですが、栄典事務につきましては目標管理型の政策評価の対象

外とするというのとか、あるいは政府調達苦情処理につきましては、実績値に変化が出たときに評価するという形にしてはどうかといったようなアイデアにしております。

それから、内閣官房・内閣府の業務の見直しがございましたので、他省庁へ移管する施策については前倒しで評価するというにしております。

加えまして、事前分析表の様式に参考指標を追加するといったことで、施策の進展状況をわかりやすく示していこうということにもしております。

どうか先生方、忌憚のない御意見をいただきまして、政策評価の向上に御協力いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山谷座長 ありがとうございます。

本日の主な議題は

1. 平成27年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）について
2. 平成28年度内閣府本府政策評価実施計画（案）について
3. 第5次内閣府本府政策評価基本計画（改定案）について
4. 平成26年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）等について
5. 今後の予定等

の5点です。

それでは、事務局から本日の資料についての御説明をお願いいたします。

○中山課長補佐 お手元の資料の御確認をお願いします。

議事次第に資料一覧がございますが、資料1から資料6まで。それから、参考資料がございます。不足などがございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

以上です。

○山谷座長 それでは、議題に入ります。

議題1から3まで、事務局から御説明をお願いいたします。

○中山課長補佐 それでは、議題1から3について、まとめて説明をさせていただきます。

まず、資料1をごらんください。本日、議題となっております27年度と28年度の実施計画に含まれる政策評価体系について、見直した点がわかるよう、対照関係を整理しております。平成27年度実施計画の現行体系が一番左の列、改定案が真ん中の列、その中間の余白の部分に「移動」等と記載しておりますが、そちらが変更の箇所となります。

続きまして、「平成27年度内閣府本府政策評価実施計画（改定案）について」を御説明いたします。資料2-1及び資料2-2をごらんください。

資料2-1に改定案のポイントをまとめておりますが、改定内容は大きく3点ございます。1つ目として、移管施策に係る前倒し評価を行うことといたしました。2つ目として、政策評価体系の見直しを行っております。3つ目としまして、政策評価の手法等の見直しを行っております。

まず、主な改定内容の1つ目となりますが、内閣官房及び内閣府の業務の見直しにより、28年度から他省等に移管する4つの施策に関しまして、評価実施時期を前倒しし、27年度

中に評価書を作成することといたしました。本日配付しております資料5-2の中に、そちらの評価書の案が含まれております。

具体的な施策としましては、新しい番号で、政策3-施策⑥「競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）」、政策13-施策③「食育の総合的推進」、政策13-施策⑧「犯罪被害者等施策の総合的推進」、政策13-施策⑨「自殺対策の総合的推進」の4つとなります。

次に、主な改定内容の2つ目の政策評価体系の見直しについて。

まず、組織改編に伴って政策の記載箇所を移動したものが1施策ありまして「化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の撤廃処理」。こちらは現行の実施計画では政策3でございましたが、政策8に移動をしております。こちらは当該施策を担当する遺棄化学兵器処理担当室が、現行の実施計画策定時点では大臣官房に置かれておりましたが、内閣官房及び内閣府の業務の見直しによる事務の移管に伴い、昨年4月から政策統括官（科学技術・イノベーション担当）が担う職務とされたことから、「科学技術・イノベーション政策の推進」の次に記載箇所を移動いたしました。

続きまして、補正予算の成立に伴う施策の追加が2施策ございます。政策3-施策④「サービス業の生産性向上の推進」、政策4-施策⑩「地方版総合戦略に基づく取組の推進」です。

続きまして、体系見直しの3つ目といたしまして、1つの政策と5つの施策について、表記の適正化のため、名称の修正を行っております。

具体的には、政策3-施策⑧「担い手の育成を通じた復興・被災者支援の推進」。

それから、これは政策名なのですが、政策4の「地方創生の推進」。こちらは「地域活性化の推進」でしたけれども、今回「地方創生の推進」という形に直しております。

その地方創生の政策4の中で、施策⑧「地方創生リーダー人材の育成・普及の推進」、その次の施策⑨「地方創生に関する知的基盤の整備」、政策20-施策②「子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進」、その下の③の「特定教育・保育施設等利用の推進」、これらについて名称の変更を行っております。

続きまして、体系見直しの4つ目といたしまして、従前は24政策、88施策と少し細分化し過ぎており、施策というよりも事務事業の評価に近くなっているものがあったことから、施策のPDCAサイクルを回すのにより適切な単位となるよう、施策の統合等を行っております。

具体的には、前の番号で政策4「経済財政政策の推進」の中なのですが、⑧から⑩の3つの施策を、新しい番号で政策3-施策⑨「内外の経済動向の分析」として統合いたしました。

そのほかにも、地方創生の関係なのですが、地域再生の関係の3つの施策をまとめたこと。あとは、補正予算で措置されました地方創生加速化交付金というものがございまして、そちらと、古い番号で政策5-施策⑪「地域住民生活等緊急支援交付金の配分計画の

策定等」を、交付金ということでまとめて評価することといたしました。

続きまして、前の番号ですと政策9の施策①と②、これは宇宙関係の施策なのですけれども、新しい番号では政策9－施策①「宇宙開発利用の推進」として統合するとともに、こちらについては実績評価方式だったのですけれども、今回、総合評価方式で評価することといたしました。

また、政策12の「沖縄政策の推進」につきましては、これまで総合評価に移行するとともに、中の3つの施策については実績評価方式もあわせて実施していましたが、こちらについては総合評価方式で統一することといたしました。

次に、政策13「共生社会実現のための施策の推進」に含まれる施策で、基本計画や大綱の総合的推進と広報啓発、調査研究を別々に評価していたものについては、まとめて評価することといたしました。

具体的には、施策①「子ども・若者育成支援の総合的推進」、施策③「食育の総合的推進」、施策④「高齢社会対策の総合的推進」、施策⑥「障害者施策の総合的推進」、施策⑦「交通安全対策の総合的推進」、施策⑧「犯罪被害者等施策の総合的推進」、施策⑨「自殺対策の総合的推進」、施策⑩「子どもの貧困対策の総合的推進」です。

続きまして、体系見直しの5つ目としまして、政策評価の対象に係る見直しに伴って政策の削除を行ったものがございまして、先ほど少し御紹介がありましたけれども、現行の体系で政策14の「栄典事務の適切な遂行」については、昨年夏の懇談会の際に御指摘いただいたこと及び、本日、参考資料4として配付しておりますが、先月、総務省の政策評価審議会に報告されました目標管理型の政策評価の改善方策においても、評価の対象とすか見直しを検討する余地があると指摘されたことを受けまして、体系から削除することといたしました。

続きまして、今回の実施計画の主な改定内容の3つ目となりますが、実施計画の中の別紙2に当たります事前分析表に関するものになります。こちらについても、目標管理型の政策評価の改善方策において、モニタリングのさらなる活用等が提言されていることも踏まえまして、評価を実施する周期の見直しや、参考指標の導入等を行っております。

具体的には、基本計画期間内に一度評価を行う重点化を新たに導入した施策が8つあります。まず、政策3－施策④「サービス業の生産性向上の推進」については、今年度の補正で予算措置されたものの、繰り越しをして、実質的には28年度に実施することとなることから、平成29年に評価を行うこととしています。

次に、政策3－施策⑨「内外の経済動向の分析」、政策17－施策①「経済社会活動の総合的研究」及び政策22－施策①「科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡」につきましては、今基本計画においては平成26年度の評価を実施したことから、次回は30年に評価を実施することとしております。

次に、政策4－施策⑥「「環境未来都市」構想の推進」については、計画年度が平成28年度までとなっていることから、29年に評価を行うこととしています。

続きまして、政策4－施策⑦「都市再生安全確保計画の策定の促進」については、測定指標の目標年度に合わせて31年に評価を行うこととしています。

次に、政策6－施策①「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進については、29年度に法律の施行状況について検討を行うこととなっていることから、30年に評価を行うこととしています。

次に、政策19－施策①「北方領土問題解決促進のための施策の推進」については、測定指標の目標年度に鑑み、31年に評価を行うこととしています。

このほか、目標管理型の政策評価の改善方策を踏まえまして、基本的にモニタリングのみを行っていくこととしたのが6施策あります。

まず、政策3－施策①「政府調達に係る苦情処理とその周知・広報」については、目標管理型の政策評価の改善方策についても事例として取り上げられておりますが、測定指標の1つ目の「紛争当事者が裁判所に提訴したもののうち、委員会の判断の趣旨と異なる判断が下された件数」が、目標値及び実績値が常にゼロ件で安定して推移していることから、目標が達成できなかったときに評価を行うことにしています。

また、政策2－施策③「世論の調査」につきましては、測定指標を世論調査結果の引用件数としておりますが、その目標値から、実質的には引用される割合が100%と同義と考えられること、及び、実績値についても安定的に100%を達していることから、目標管理型の政策評価の改善方策を踏まえ、目標が達成できなかったときに評価を行うこととしています。

このほかにも、政策8－施策①「化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理」、政策11－施策②「原子力被災者生活支援の推進」、政策17－施策②「国民経済計算」、政策21－施策①「国際平和協力業務等の推進」につきましても、測定指標の目標値及び実績値が安定的に推移していることから、目標が達成できなかったときに評価を行うこととしております。

また、参考指標を導入したのが合計で27施策ございます。ちなみに、この参考指標につきましては、達成すべき水準を示す測定指標としては適さない。けれども、施策の実施状況をあらわすアウトプット指標ですとか、施策を取り巻く経済社会情勢等を把握する際に有益と考えられる指標というところを参考指標として設定しております。

具体的な施策としては、政策3－施策⑤「民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)」というものなのですが、平成27年度の事前分析表で申し上げますと、測定指標としては、PFI事業件数と地方公共団体へのPFI専門家派遣件数ということで、こちらについてはそれぞれ目標値を設定するとともに、PFIの事業費については参考指標という形で設定しております。

このほかにも参考指標を設定しているのが26施策ございますが、全てを紹介すると時間がかかりますので、どれがということだけ、今、読み上げさせていただきます。上からいきますと、政策3－施策①「政府調達に係る苦情処理とその周知・広報」、政策3－施策④

「サービス業の生産性向上の推進」、先ほど申しあげました政策3－施策⑤「民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む）」、政策3－施策⑥「競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）」、政策3－施策⑨「内外の経済動向の分析」、政策4－施策②「中心市街地活性化基本計画の認定」、政策4－施策⑤「総合特区の推進」、政策4－施策⑥「「環境未来都市」構想の推進」、政策4－施策⑦「都市再生安全確保計画の策定の促進」、政策4－施策⑩「地方版総合戦略に基づく取組の推進」、政策6－施策①「「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進」、政策7－施策①「原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等」、政策10－施策②「国際防災協力の推進」、政策10－施策③「災害復旧・復興に関する施策の推進」、政策10－施策⑤「防災行政の総合的推進」、政策11－施策①「原子力災害対策の充実・強化」、政策11－施策②「原子力被災者生活支援の推進」、政策13－施策⑤「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等」、政策13－施策⑦「交通安全対策の総合的推進」、政策13－施策⑨「自殺対策の総合的推進」、政策14－施策③「国際交流・国際協力の促進」、政策14－施策⑦「東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業」、政策17－施策①「経済社会活動の総合的研究」、政策19－施策①「北方領土問題解決促進のための施策の推進」、政策21－施策①「国際平和協力業務等の推進」、政策22－施策①「科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡」、政策23－施策①「民間人材登用等の推進」です。

また、実施計画を策定した当初は測定指標が未設定だったものについて設定を行ったものが3施策ございます。

具体的には、政策3－施策⑥「競争の導入による公共サービスの改革の推進」、政策13－施策⑨「自殺対策の総合的推進」、政策14－施策①「男女共同参画に関する普及・啓発」であり、評価の実施時期を前倒ししたために、新たに27年度の測定指標と目標値を設定しております。

なお、参考指標を導入することに伴いまして、事前分析表だけでなく、実施計画の別紙3として含まれております評価書の様式にも参考指標の欄を追加しております。

最後に、評価手法等の見直しの一環として、評価方式の見直しを行ったものが5つございます。

目標管理型から総合評価方式に移行したものとして、政策3－施策②「対日直接投資の推進」、政策9－施策①「宇宙開発利用の推進」、政策20－施策③「特定教育・保育施設等利用の推進」、政策20－施策④「地域における子ども・子育て支援対策の推進」の4施策。それから、総合評価方式を予定しておりましたが、目標管理型に移行したものとして、政策13－施策⑨「自殺対策の総合的推進」がございました。

続きまして、「平成28年度内閣府本府政策評価実施計画（案）について」を御説明いたします。資料3－1と資料3－2をごらんください。

資料3－1に、平成27年度実施計画（改定案）からの見直しのポイントをまとめており

ます。1点目の政策評価体系の見直しについては、資料1にも対照関係をまとめておりますが、真ん中の列が27年度実施計画（改定案）の体系で、その右側の列が28年度実施計画の体系の一覧となっております。

まず、移管に伴う施策の削除が4施策あり、政策3－施策⑥「競争の導入による公共サービスの改革の推進」、政策13－施策③「食育の総合的推進」、政策13－施策⑧「犯罪被害者等施策の総合的推進」、政策13－施策⑨「自殺対策の総合的推進」です。

次に、施策の名称の変更を行っております。政策3－施策⑦「『絆力（きずなりよく）』を活かした被災者支援の推進」、政策10－施策①「原子力防災対策の充実・強化」の2施策です。

続きまして、内閣官房及び内閣府の業務の見直しによる事務の移管に伴い組織改編が行われるため、政策の記載箇所を移動したものがございます。

1つ目は、政策4「地方創生の推進」については、新しい組織ができることもありまして、順番を入れかえております。

また「宇宙開発利用の推進」に関しましても、27年度の改定では政策9だったのが、政策18に移動しております。

それから、こちらは男女共同参画に関する施策に関してなのですが、新たな基本計画が昨年末に策定されたことから、評価の単位等を見直ししまして、前の27年度の番号で政策14の施策①から施策⑤をまとめまして、新しい番号で政策13、施策①「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進」として統合いたしまして、総合評価方式で評価することといたしました。

次に、28年度の見直しの2つ目といたしまして、平成28年度に事後評価を実施する予定の租税特別措置等を2件記載しております。どちらも認定NPOに対する寄附金に関する特例措置となります。

続きまして、主な見直しの3つ目になりますが、実施計画の別紙2の事前分析表に関するものです。

具体的には、基本計画期間内に一度評価を行うという重点化を新たに導入した施策が1つございまして、政策12－施策②「青少年インターネット環境整備の総合的推進」については、3年ごとの計画の見直しに合わせて、30年に評価を行うこととしています。

このほか、目標管理型の政策評価の改善方を踏まえまして、基本的にモニタリングのみ行っていくこととしておりますのが、政策3－施策③「道州制特区の推進」について、こちらは27年度までが基本方針の計画期間だったのですが、そちらが延長されたということで測定指標を見直しまして、その見直した後の測定指標については、目標値及び実績値について安定的に推移することが想定されることから、28年度以降は目標が達成できなかったときに評価を行うこととしています。

また、参考指標を導入したのが2施策ございまして、具体的には政策3－施策⑦「絆力（きずなりよく）を活かした被災者支援の推進」、政策16－施策①「公益法人制度の運営

と認定・監督等の実施」です。

以上の見直しを行った施策も含めて一覧としてまとめたものが、資料3-3になります。平成28年度は、23の政策、63施策となり、このうち実績評価方式によるものは48施策、うちモニタリングを活用しているものは21施策となっております。また、総合評価方式によるものは15施策となっております。

続きまして、「第5次内閣府本府政策評価基本計画（改定案）について」を御説明いたします。こちらは資料4をごらんください。

基本計画は、本文には変更はございません。別表の政策評価体系が、現在は現行の平成27年度実施計画の政策評価体系に合わせておりますが、これを平成28年度実施計画の政策評価体系にリバイスするものです。

長くなりましたが、説明は以上となります。

○山谷座長 ありがとうございます。

資料が込み入っていてフォローが難しかったですけれども、御質問とか御意見があれば、どうぞお願いいたします。

私のほうから、できれば資料についてのお願いなのですが、資料2-1みたいなところにいろいろ、例えば「評価実施時期を前倒しして27年度内に評価を実施（4施策）」とか、政策の番号でもつけていただくと、後からわかりやすかったかなと。ほかも一緒なのですが、どうもひっくり返したりするときに、あれ、どれだったかなというのが出てきますので、それがあればわかりやすかったかと思います。

それから、もう一点、前に資料を送ってもらったときにあったのですが、内閣府全体の政策があって、どれが事前分析に回っているのか、それから、どれが事後評価の対象になっているのか。それから、目標管理でやるのか、総合評価になるのかと、概念図を1枚紙でつくっていただくと頭の中ですっきりするかなと思うのです。担当の方は御存じだとは思いますが、やはりインターネットとかホームページで公表されるときに、一般の国民の方々に見てもらうときに、大体こんな感じになっていますよというものがあれば、すごくわかりがいいのだろうと思うのですが、字でこう書かれていると、ちょっとぴんとこないなというところがありますので、お願いいたします。

○中山課長補佐 今の点で、資料3-3として今回配らせていただいておりますのが、28年度の実施策に関してまとめさせていただいているのですが、このようなイメージでもよろしいでしょうか。このA3の紙1枚なのですが、

○山谷座長 そうですね。だから、これをポンチ絵みたいな感じで図にしたほうが。字で並ぶと余りぴんとこないで、一目でこのような評価をやっていますよというのがぼっとわかるような、それがあるといいのかなと思うのです。

多分、一般の人たちは、実績評価がどうのこうのとかいうよりも、どんな種類の評価が行われているとか、事前評価が何なのか、事後評価がどうなのかとか、そういうことで見るのだと思うのです。これだと、わかっている人だとわかるのです。わからない人にはわ



からない。そんな感じになると思います。これはお願いします。

○中山課長補佐 ありがとうございます。

○田辺委員 そうですね。私も、この期に及んで、えっというのが1つだけありまして、この政策の1、2、3、4から始まって、23に並べるときの法則はあるのですか。例えば、何とか室になったときは何とかとか、あと、統括官から外れると何とかとか、その一般規則を言っていれば少しわかるのですが、これはどうなっていたのか。

○中山課長補佐 基本的な考え方としましては、建制順で並べておりますので、大臣官房になったものと、もっと上にあったものが下のほうに移動したりということもあるのですが、それが基本になっておりまして、一部に沖縄の政策などですと、近いものを今回で言うとまとめましたので、同じようなグループとして体系づけているものについては、一部例外があるという形です。

○横田課長 他の省庁ですと、局や課の並び方の順番はそれはそれであるのですが、この省として目指すべきものはこのような目標だという項目がありまして、その並び順があって、その政策や施策を支える仕事を、いろいろな局や課が担当しているという形です。

一方、内閣府の場合、多種多様な仕事を抱えているという事情があり、それぞれの局で、あるいは政策統括官で抱えている仕事のベクトルがかなり違う方向を向いているということでございますので、それを全部束ねて何か目標があるというわけでもありません。となると、やはり組織単位が一番良い形でまとまっていますから、その関係から組織の並び順で並べているというのが現実でございます。

○田辺委員 わかりました。

お伺いしたかったことのまず1つは、27年度のところのを幾つか前倒ししたとかいうのは、28年度のところで、恐らくスリム化法の影響だと思いますけれども、なくなってしまうというので前倒しで、この段階でやっておこうということは理解いたします。

それから、組織改編と補正に年度途中で変わった等々に関しては、それも改善の中でやっていくのだろうなというところは理解いたします。

あと、今までの議論の中で出てきたものかもしれませんが、毎年やってもしょうがないというものが幾つかあって、一つは、見ていけばいいというモニタリングに持っていくものと、あともう一つは、いわゆる総合評価方式で、恐らく評価という体系ではなく、こちらの何とかかんとか基本計画が上にあるのだろうと思いますけれども、その終了時点にはどうせ統括して見てみる、まとめるという作業がされると思いますので、それに合わせる形で総合評価に持っていくというのは、私は非常にナチュラルな回答かなと思っております。

租特の28年度のものでございますけれども、これは捕捉できるのですか。いわゆる法人単位でまとめるというのはあれなのですが、NPOもこれの対象で、要するに、国税庁からデータががっちゃんこされて、これで戻ってくることになっているのですか。

何が言いたいかということ、事前の紙は書けるわけですね。つまり、このNPOの特例でどの

くらい減免されて、それプラスの効果みたいなどの事前分析は書けると思うのですが、それをやった後に、事後チェックは同じ単位で特区に関しては入ってくると思うので、そのデータが戻ってくるのかなというのがすごく、私自身ちょっと不勉強なので。

○横田課長 基本的には、租税特別措置は、期限がついていて、2年、3年となっていないので、その更新時期に合わせて政策評価が通常行われています。ただ、期限が設けられていなくて恒常的に措置されているものについては、見直す機会がないものですから、総務省のガイドラインで3年から5年以内の、一定の期間内でチェックをしてくださいとなっております。今回、28年度に計画しておりますものは、それでございます。恒常的に措置されておりますので、廃止とか見直しというような状況にはないのですけれども、やはり措置を認めていただいている以上は定期的に見直していこうということで定期的、5年ごとに見直していこうと考えておりますので、そのタイミングとして取り上げたというのが今回の28年度の内容でございます。

○田辺委員 何が言いたいかというと、要するに、国税でまとめて、そのデータが戻ってくれば一発ですから、全然使われていないねとか、使っているのは上位5社だけねとか。NPOもそれは戻ってくるのかなというのを知らなかったものですから。

○中山課長補佐 租特透明化法に基づく適用実態調査の結果には数字として含まれております。

○田辺委員 ということは、そのデータが戻ってくる。

○中山課長補佐 利用することは可能です。

○田辺委員 わかりました。

○中山課長補佐 それから、独自でNPOに対してのアンケート調査などもやっておりますので、そちらのほうの結果も、使えるものは使っていくという形になると思います。

○田辺委員 わかりました。

ちなみに、結構使われているものなのですか。かなり昔から議論になる問題だったから。

○中山課長補佐 まず、NPO等に対する寄附金の損金算入の特例につきましては、租特透明化法に基づく適用実態調査結果、こちらは平成26年2月の時点の結果なのですが、そちらですと、適用件数は1万3,000法人以上ですとか、適用総額は103億円とかという数字が出ております。

○田辺委員 それだったらきちんと分析して、どうなっているかというのはできますね。ありがとうございます。

○南島委員 基本的な質問で恐縮ですが、目標管理型実績評価とモニタリングの活用というのが一致していないということですが、これはどのように説明をされていますか。実績評価方式（目標管理型）とモニタリングの活用のある、ないの部分です。どのように説明されているか、教えていただければと思います。

○中山課長補佐 まず、実績評価方式の目標管理型の中でモニタリングを活用しているものに○をつけたというのが資料3-3の表となります。ですので、○がついていないもの

については、モニタリングを活用していないということなので、毎年度評価を行っているという形です。

○田辺委員 これは書き方が悪いので、モニタリングの活用というのは、毎年はやりませんよということを意味しているので、そう書いたほうがわかりやすいのではないですか。

○中山課長補佐 失礼しました。

○南島委員 もう一つは、後から触れていただけるのかどうかわかりませんが、子ども・若者育成支援推進大綱の総点検が評価書として上がっている。総合評価方式なのだという事だと思えますけれども、中身を先ほどから気になったのでばらばらと見ておきますと、特にこれまでの反省点というのはさらりと書いてあるだけで、あとはこうすべきだというふうに、次へ向けてのアクションの話が大半を占めていらっしゃるよう思うのですが、1つは、これが評価ですよと言っていいのかどうか。総合評価としてこれでいいということなのか、ちょっと疑問には思っていたのですけれども、どうなのでしょう。

○中山課長補佐 総合評価につきましては、実は前回やったというのがもう何年か前の話になりまして、最近この方式での評価をやっていないもので、課内でもどのようにやろうかということは、前の例も見ながら検討してきたところではございます。割と一つの分野ではあるものの、かなり広範な施策を含んだ大綱ですとか基本計画というのを総合評価方式の対象としておりまして、それをどのように評価していくかというところで、その大綱の中に含まれているものを全て一つ一つとなりますと、かなりの量になるかというところがありまして、その中で評価書にどのように書いていくかということで、ちょっと悩んだところではあるのです。

子ども・若者の話でございますと、点検・評価会議でまとめられた報告書を後ろのほうに資料としてつけておりますけれども、そちらのほうで、かなりそれぞれの施策ごとに、こういう課題が見られてといったことまで評価されておりますので、そちらに適宜譲りつつ、内閣府として取り組んだ部分というのは、もちろん今回、内閣府としての評価なので、評価書のほうには、そちらについては少なくとも書いたほうがいいのかないところもございまして、分野別の評価のところは、それぞれ内閣府の取組などを中心に書かせていただいているところでございます。

○南島委員 心配には及ばないのかもしれませんが、一応、ちょっと気になる点を申し上げておきますと、実績評価方式（目標管理型）については、今、全部、総務省さんのほうでいろいろと、この中に入らないのではないかと、もうちょっと整理したほうがいいのかという議論をされていらっしゃる。まだ続くと思知しています。その中で、重点化ということで総合評価方式に持っていく。ここまではいいと思うのですけれども、そうすると、例えば先ほどの点検・評価会議ですか。こちらで議論される子ども・若者育成支援推進点検・評価会議、こういうところで審議されたものは、従来も似たようなことはたくさんされているわけですね。従来は評価法下での活動としては把握していなかった

し、特にそこを評価法下で管理するという姿勢も持っていなかったかと思うのですけれども、総合評価ということになったので、これでもいいのではないかなって来たと思うのです。ところが、評価法のもとでというと、評価書の様式が法律の10条に書かれているので、それと比べると大分逸脱したような感じにも見えるのです。

それは内閣府さんで決めればよいことであるとは思いますがけれども、最低限、総合評価方式として、評価法上の評価として示しますよということだと、これこそまさに基本計画マターだと思いますけれども、評価の手法とか、やり方とか、ミニマム記載項目ですとか、そういうものがあったらいいのかなと。

何を言っているかといいますと、例えばこういうものをつけるときには、何か1枚紙か2枚紙を頭にくっつけて、法律上の要件に関してはこのように見ますよという説明書きのようなものがあって、これがくっついているということだったら、それはそれでいいのかなとも思いますけれども、悩まれていたということなので、ちょうど施策の枠組みや評価方式をどうするかということが、ここ一、二年でがちゃがちゃと入れかわっているところではありますので、少し、ひょっとしたら検討されたほうがいいタイミングなのかもしれないなと思いました。総合評価方式をどう見るのか、管理するのかですね。1つ、宿題としてあり得るかなとは思いますが。

○中山課長補佐　そういう意味では、今回、部局に作成をお願いするのに当たりまして、様式をどうするかということがまず1つ課題として上がるのですけれども、総合評価については、各省の統一した様式が示されていないということがありますので、基本的にはうちの中で過去にやっていたものをベースとしながらも、そこでどういう項目にするかというのを今回も改めて検討しまして、先ほど御指摘いただいた法律の10条のところというのは、基本的には全てを含まないといけないということになっているので、含む形にすることをまずは考えております。項目名の後に法10条1項1号とかいう表現をつけさせていただいたのは、そういうところもあって、括弧書きでつけさせていただいているところがございます。

そういう意味で、法律の文言と一字一句ではないところもあるかもしれないのですけれども、一応、含むべきものは含むようにしたつもりではあったのが今回なのです。

○南島委員　そうすると、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議の中に、その第何条該当ということが書かれているのですか。

○中山課長補佐　書いているわけではなく、申しわけありません、この総合評価書のほうです。

○横田課長　報告書の前に総合評価書を添付させていただきます。

○南島委員　失礼しました。これを見ていませんでした。なるほど。そうしたら、そうですね。こういうことが言いたかったのです。済みません。ありがとうございます。これをつけて、それでレポートをつけて、出されるということですね。

○中山課長補佐　はい。公表のほうは、要旨と評価書、あとは別添資料という形で公表す

る予定です。

○南島委員 これでいいと思います。ありがとうございます。

○横田課長 他省庁で行っているような総合評価書も参考にさせていただきながら、このような形にしております。

○南島委員 そうですね。

○横田課長 あと、わかりやすいように、その総合評価書の前に要旨という形で表をつけておりまして、これで全体像を眺めることができます。子ども・若者育成支援の評価の概要に関しては、この全体像でごらんいただいて、詳細については後ろの様式に記載するという形になっております。

○南島委員 そうしますと、基本計画のほうにはそこまでは書かれていなくて、直接法律に基づいて総合評価方式でやっていますよという形にされているということですね。様式等については、基本計画のほうには特に盛り込まれていないということなのですね。

○中山課長補佐 はい。

○山谷座長 聞き漏らしたので、もう一回教えてほしいのですけれども、資料1のところ、いろいろ統合になっているところがありますね。27年、27年の改定、それから28年という中で、この統合になっているというのは、随分いろいろあるのですけれども、27年の改定ですかね。これはどういう理屈でしたか。

○中山課長補佐 1枚目で申し上げますと、現行のほうで政策4「経済財政政策の推進」の中の⑧から⑩をまとめたところにつきましては、もともとのこの3つの施策に関しては、分析の対象としているところがちょっと違ったものを、1つ目ですと国内全体の話で、2つ目ですと地域の話、3つ目ですと海外を見ているという、その違いはあれども、測定指標も同じような形で、報道の状況ですとかインターネットのアクセス数などを使っていたので、こちらはわざわざ分けて評価をするのがいいのかというところもございましたので、「内外の経済動向の分析」という形でまとめて評価をさせていただきたいと。

○山谷座長 わかりました。

そのお話で言えば、例えば、政策5の「地域活性化の推進」も3つありますね。地域再生計画の認定とか、交付金とか、これも多分統合で、おっしゃるとおりですね。同じような話でいける。

政策12の沖縄は5つあるわけですけれども、例えば③の社会資本等の整備などだと、水道を引っ張ったり、道路をつくったりするという話ですね。個別の事業で見ればその話なのだけれども、それを上に統合してしまう。沖縄政策の推進という形で統合した場合の理屈はどうつけられますか。

○横田課長 そこは、ほかのところもそうなのですけれども、どのような政策目的、施策目的で事業を行っているかというところがベースにあると思っておりまして、例えば、先ほどの地域活性化の話ですと、これまでは、個別事業で補助金を交付しますという事業を3つ並べていた。だけれども、そもそもその補助金は何のために交付するのかと考えると、

目的として、地域の経済が好循環するよいうということであれば目的も同じであろうということ、束ねたというものもあります。

沖縄に関しても同じように、何でインフラを整備しているかという、沖縄における暮らし、あるいは経済社会活動をいかに向上させるかという上位目標が同じですので、同じ目標に向かっているということで束ねたということです。

○山谷座長 そうすると、先ほど田辺先生が質問された話に絡めて質問すると、つまり、内閣府が沖縄というものを持っていない場合は、そういう話にはならないですね。例えば厚生労働省水道とか、国土交通省道路とか、そのようにばらけていくという理解ですね。

○横田課長 そうなってしまうですね。

○山谷座長 そうなのですね。それは逆に言えば、内閣府が沖縄を所管しているので統合という形にする。

○横田課長 統合していることのほか、沖縄の振興をトータルに進めていかなければならないという中で、いろいろな施策ツールを持っています。

○山谷座長 それは何年かしたら総合評価方式でやるということですか。

○横田課長 はい。

○山谷座長 そうすると、先ほどの南島さんの質問みたいなことで、こういう感じでやる。

○横田課長 例えば、この事業はこんな効果を生み出してうまくいったとか、あるいはなかなか進展しなかったとか、そのようなところを分析していただいて、それで、どういうツールを使ってそれを次の計画期間で達成していくか、改善していくかということを考えていただこうかと思っております。

○山谷座長 わかりました。

しつこくて申しわけないのですが、その場合に、例えば国交省とか厚労省の水道事業とか道路事業、あちらはあちらで事業評価みたいなものをやっているのですか。

○横田課長 公共事業でございますけれども、新規事業の採択時に評価をやって、一定期間経過してから再評価をやって、事後評価を行っています。公共事業に関しては特にフルでやっております。

○山谷座長 わかりました。ありがとうございます。

それでは、ただいまの議題1、2、3ですが、また何か御質問があったら、後からお願いいたします。

続きまして、議題4に入りたいと思います。議題4「平成26年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）等について」でございます。

事務局から御説明をお願いします。

○中山課長補佐 平成26年度内閣府本府政策評価（事後評価）の案と、平成27年度内閣府本府政策評価（事後評価）の案についてという形で議題4を設定させていただいております。本日、議題が多く、時間の関係もございますので、こちらについては簡潔に、評価結果のみ御説明をさせていただければと思います。

まず、資料5-1をごらんください。平成26年度実施施策に係る事後評価書につきましては、昨年夏に御議論いただいた後、公表をしておりますけれども、その際に測定指標が集計中のために暫定的な評価としておりました地方創生の関係の4施策について、確定した実績値を用いて今回、評価を行っております。

1つ目の「地域再生計画の認定等」につきましては、昨年夏の段階では、測定指標の1つ目の「地域再生計画の認定件数」のみが判明しておりましたが、その際には暫定的に「相当程度進展あり」ということを評価結果として一旦公表はしておりましたが、今回、測定指標2の「計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、『目標を上回っている』『目標どおり』とした計画の割合」の実績値が出ましたので、そちらの実績値も踏まえ、評価をし直したところ、判定としては変わらず「相当程度進展あり」としております。

続きまして、2枚目になりますけれども「地域再生支援利子補給金の支給」につきましては、測定指標のデータを集計中としておりましたが、今回、実績値が入りまして、目標値が達成されなかったことから「相当程度進展あり」という評価をしております。

続きまして、その裏のページになりますが「特定地域再生計画の推進」につきましても、今回、実績値が入りまして、目標値が達成されたことから「目標達成」という判定としております。

その次のページ「総合特区の推進」につきましては、測定指標の実績値が昨年夏と同じ数値で確定したということから、判定も変わらず「相当程度進展あり」という結果としております。

その次の「子供・若者育成支援の総合的推進」について、先ほどちょっとお話が出ましたけれども、こちらについては、総合評価方式にて評価を実施いたしました。要旨として1枚の横向きの紙にポイントをまとめておりますが、3つの分野に分けて評価を行いまして、計画全体としては、大綱に基づく各般の施策が推進され、一定の成果を上げたということと評価されております。

こちらについては、先ほども話が出ましたが、点検・評価会議の総点検の報告書を別添資料としてつけております。

次に、資料5-2となりますが、平成27年度内閣府本府政策評価、事後評価の案について説明をいたします。先ほどの議題の際にも説明をさせていただきましたが、28年度より幾つかの事務が他省等に移管されることを踏まえまして、関係する施策の評価時期を前倒しして評価を実施いたしました。

まず1枚目「競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む）」については、重点化を導入しておりましたが、もともと平成29年8月に評価を実施する予定でしたが、今般、前倒ししたために、新たに27年度の目標値を設定し、評価を行いました。測定指標2つとも目標値が達成されたということで、「目標達成」と判定をしております。

続きまして、2枚目になりますが「食育の総合的推進」について、こちらももともと重

点化を導入しておりまして、今年の8月に評価を実施する予定でしたが、今般、入手可能なデータを用いて評価を行いました。測定指標3つとも目標達成がされていないということで、「進展が大きくない」という判定をしております。

「自殺対策の総合的推進」が2枚めくっていただいた裏側にあるのですけれども、こちらについては、27年度当初の予定としては、総合評価方式で29年に評価を実施する予定だったのですけれども、今回、前倒しということで、大綱の目標期間の途中でもあることから、実績評価方式にて評価を行いました。新たに設定した測定指標は2つとも目標が達成されたため、「目標達成」という判定にしております。

次に、また1枚めくっていただきまして、裏側になるのですけれども、こちらが最後になります。「犯罪被害者等施策の総合的推進」については、総合評価方式にて評価を行いました。こちらは4つの分野に分けて評価を行いまして、計画全体としては、基本計画に盛り込まれた施策は着実に推進が図られ、一定の成果は上げたという評価されております。

こちらについては、昨年11月に開催されました「犯罪被害者等施策推進会議」において実施状況の評価が決定されておりますので、そちらを別添資料ということで後ろにつけております。

議題4に関する説明は以上となります。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、コメント、御質問をお願いいたします。

○田辺委員 3点ほど。

1つは、26年度の2枚目「地域活性化の推進」で「地域再生支援利子補給金の支給」というところは、未達で「相当程度進展あり」となっていますね。他方、27年度の食育のところは、測定指標が3つあって、全部未達成で「進展が大きくない」となっています、この差は何なのかなということです。つまり、26年度の一番前の「地域活性化の推進」だと2つ指標があって、1つは達成で、1つは未達成だから「相当程度進展あり」みたいな形になっていて、「目標達成」というものは全部クリアしているということなのですね。

何が言いたいかというと、1つしか測定指標がなくて、それが達成できていなかったら全滅といえば全滅ですね。その区分はどういう考え方なのか。それとも、裁量に基づいて、指標は全滅にはなっているけれども、ここの部分はよくできた部分もあるからという形で上げているのかどうかということをお伺いしたいのが1点目です。

それから、ついでにまとめて言ってしまいますけれども、子ども・若者育成支援推進大綱の総点検のところは、点検の報告書を切り張りとは言いませんけれども、フォーマットを流す形で、総合評価書という形で作っているのです。ただ、余り悪口は言いたくないのですが、こちらの総点検の報告書を見ると、ほとんどが、何とかかんとかが必要であるとか、何とかしなくてはいけないだけであって、総括ではないではないかと。要するに、意見を言いたい人が意見を言っているだけではないかというのがあって、もうちょっとエビデンスベースな議論をやってくれないと困るぞと。あとで削除して構いませんけれど



も、そういうことが言いたいなというのが2点目。

3点目は、犯罪被害のところなのですが、私は、犯罪被害のほうは、ほぼ同じものを警察庁のほうで見たのです。ただ、犯罪被害者の総合推進のところは法務省とか地方自治体等も含むものがありますので、それでこの紙ができているのだろうとは思いますが、それがどこなのか。逆に言うと、警察の評価の紙のほうが、あり体に言うことができなくて、犯罪被害のところでは何をやったというのと、犯罪被害支援の給付金のところをどういう形で配ったとか、数字が全部出ているものですから。あと、アンケート等をとって、被害者のところで何がだめで、どのようにありがたがられたり、ありがたがられていなかったみたいなのが書いてあるのですが、それと比較してこれを読むと、数字が余り、エビデンスがそろっていないというのが1つ。

あと、法務とかがやっているのは何か情報として入っているのかなというのがわかりませんで、例えば犯罪被害支援だと、恐らく検察に行つて、裁判所に行ったときは警察は手を引きますから、法務省のほうの所管になっているのだろうとは思いますが、それはどこに記載が。どういうことが行われて、どのようになっているのという記載がほぼ見当たらないので、内閣府の全体の犯罪被害対策のところでは、情報としてはちょっと不十分かなという感じがしたところでもあります。これも後で削除して構いません。

○横田課長 まず1つ目の判断のところですが、地域活性化のほうに関しましては、もちろん数字的に未達成でございますけれども、それなりの数字は達成しているという判断で「相当程度進展あり」としたところがございます。

一方、食育のほうも、確かに達成比率から見ると似たようなものではないかという御指摘があると思いますが、逆に、このようなところが達成していないという情報が少し多過ぎたところがあるかもしれません。むしろ細かく把握しているがゆえに、まだ足りないところがいろいろとあるということ把握できてしまったがゆえに「進展が大きくない」となったところがあるというのは、確かに1つ言えるところがございます。

2点目でございますが、御指摘のとおり、やはりエビデンスベースで評価すべきということは、そのとおりでございます。例えばいろいろな施策を実施したときに、何件行ったとか、何件開催とか、あるいは何人来たとか、いろいろな数字的なものをできる限り盛り込んでくださいと我々も担当課にはお願いしているところがございますが、なかなか先生方の目から見ますとまだ不十分なところもございますので、今後、そんなところに気をつけて評価書をつくっていきたいと思っております。

3点目のほかの省庁の施策の部分でございますが、内閣府の業務の宿命と言ったら変なのですけれども、実際上の個別の事業部分を担っているのは各省であつて、それをまとめるのが内閣府の役目になっていますので、ほかの省庁の部分の事業についてまで全部含めて評価できるかという、正直、なかなか難しいところがございます。

例えば犯罪被害者のペーパーにしましても、その中で、例えば内閣府として行っているものはこんなものがありますということに焦点を当てて作成しているところがあります。

確かに他省庁の事業に対する評価が入っていないと、そちらのほうがこのようにしっかりやっているのではないかと比較されますと、正直、耳が痛いところはございます。

しかし各省庁の業務、事業を全部含めて評価するのも、そこはなかなか、難しいところもございますので、内閣府として行った事業について評価をさせていただいたというところでございます。

ゆえに、犯罪被害者のペーパーでございますと、例えば分野1で、③に、施策の検討や見舞金制度の導入促進という内閣府としての仕事を書いて、それに対しての評価を行っております。

同じように、分野2であれば、⑧のところで、例えば自治体職員研修が、この分野2に含まれる内閣府の業務でありましたり、あるいは分野3ですと⑬、分野4ですと⑱で、内閣府として取り組ませていただいています業務に限定する形になっておりますが、それをベースにして評価させていただいているというところでございます。

○中山課長補佐 1点だけ、最初の部分について、考え方のルールについて補足をさせていただきますと、本日、参考資料3としてお配りしております「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」がございまして、そちらの後ろのほうに「<別紙2の様式の記入要領>」というものがございます。そちらの2ページ目の一番下のあたりから、基本的にこの「(各行政機関共通区分の)」の欄でどういう判定結果を書くかというところの一応のルールの基準が示されておりまして、3ページ目のほうに具体的には書いてあるのですが、③と④が「相当程度進展あり」と「進展が大きくない」というところになっているのですが、目標が達成されなかったというときに、測定指標がおおむね目標に近い実績を示すですとか、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるものについては、相当程度進展ありという判定とするとされておりますので、地域再生の関係のものと、これに該当するという形で「相当程度進展あり」という評価としまして、食育のほうに関しては、そこまで言うことができないので、その下の「進展が大きくない」という評価結果になっている。各省共通のルールとしては、こういうものもございます。

○横田課長 その谷間に落ちてしまうような形ですね。確かに指標が1つの場合、達成していないけれども、それなりに頑張っていたら、③の「相当程度進展あり」に区分されますし、例えば3つのうち1つは頑張りました、ただ2つがそうではないというときには、多数決になると多分④の「進展が大きくない」のほうになってしまいます。本来、指標はバリエーションがあったほうが望ましい評価の形ではあるはずなのですが、逆に、豊富であるがゆえに詳細に見ることができ、結局、その数によって、③と④のどちらに入るかというときに、④のほうに落ちてしまうというような状況になってしまったということでございます。

○田辺委員 わかりました。

○山谷座長 私のほうから1点。これもまた田辺先生の御質問に関連するのですけれども、資料5-2の犯罪被害者のところで、総合評価書に出てくる1、2、3、4、5、6、7、8で関連予算の額ですね。これは内閣府の予算で、犯罪被害者の救済とか何かをやっているほかの省庁の予算はここには入らないということですね。

○横田課長 資料5-1の子ども・若者育成支援の方であれば、内閣府予算と全体予算の違いがわかるように、わかりやすいように内閣府の予算だけ四角の枠から外して書かせていただいて、確かに誤解を生むだろうと思ってこういう工夫をしておいたのですが、犯罪被害者の方はそこまで手が回らずに、そこが漏れておりました。

○山谷座長 そうすると、非常に初歩的な質問で申しわけないですけれども、今のお話でいくと、例えば、先ほどの沖縄が三千何百億円やっているというのは、あれは内閣府予算ではないですね。

○横田課長 あれは内閣府で一括計上している予算ですよ。

○山谷座長 今、横田課長がおっしゃったように、ほかの省庁のほうは込み込みで3,700億円、こういう理解でよろしいですか。

○横田課長 農水であろうと、国交であろうが、全部入っています。

○山谷座長 予算要求されるのは内閣府で、財務省がオーケーを出して、それはまた各省にやっていくと。

○中山課長補佐 移しかえをして、執行は各省というものです。

○山谷座長 その理屈ですね。そうすると、今の犯罪のとはちょっと違うわけですね。

○中山課長補佐 ほかのものとは性質がちょっと違うものですね。

○山谷座長 わかりました。ありがとうございます。

まだまだいっぱい勉強しないとだめですね。

○田辺委員 評価書の中の話なのかどうかはわかりませんがね。

○横田課長 ただ、どれくらいの予算規模で、どんな仕事をしているかというのは、確かに大事だと思います。

○田辺委員 平仄を合わせておいたほうがいい。

○横田課長 そこは見やすいように、わかりやすいように工夫していきたいと思います。

○山谷座長 しかし、行政学は深いですね。

○田辺委員 深いのではなくて、制度が複雑になっているだけです。何ということはない。

○南島委員 3点ほどございまして、全部コメントだと思っていただければと思いますが、1つ目が、ルールに関することですが、賞勲局が総務省の指摘で外れたというお話でしたけれども、ほかにも何か。全体にかかわる話ですけれども、同じように外したほうがよさそうな施策とか、実績がちょっと出ないものとか、まだまだおありになるのだと思いますけれども、外から見たときに、こういうものを評価対象から外しますよというのがわかったほうがいいかなと思います。

何でここで言うかということ、やはりルールに関することなので、本当は基本計画に書いていただいたりしたほうがいいのかなと思うのです。要するに組織はある、施策はある、予算はあるけれども、評価対象から外すという種類のものはこうですよというのは、基本計画なのか、実施計画なのか、そちら側で外していただくようにしたほうがいいように思いました。コメントです。

2つ目が、同じくルールに関することですけれども、先ほどの様式もやはり基本計画にのせたほうがいいのかなと思いついておりましたが、これは御検討くださいということにしておいてもいいと思います。

それ以外に、例えば行政事業レビューに関して、先ほど御紹介いただいた評価書、資料5-1の26年度実施施策に関する評価書の3ページ目か4ページ目にあります地域活性化、そこはちゃんと行政事業レビューの公開プロセスでどうだったということが書かれています。これは非常にありがたいといえますか、いいことだなと。その評価をどうするかというところまで書いていただく必要は別にはないのですが、そういう指摘があった、課題として認識している、あるいは解決していかなければいけない。こういうことを何らかこちらの評価書に書いていただくのは大事なことだと思います。

基本計画のほうを見ますと、これは3ページ目に「他の評価スキームとの連携」というところで原則的に触れられている程度なのですが、1つ気になるのは、徹底しているのかなというところが気になることです。できればこれは記載していただいたほうが、多分、政策評価広報課のほうからも見えにくい、よくわからない、どうなったのだろうみたいに思われる部分かと思っておりますので、書いたら書くで徹底していただいてもいいところかなという気がいたします。

同じく、ルール関係でもう一つだけ、自殺対策です。これは実は気になっているのですが、実績評価に切りかえられたと。ひょっとすると、厚労省に移管されるということで、内閣府で余り突っ込んだ論点まで書き込んでしまうと厚労省の所管を拘束するおそれもあるということで遠慮されたのかなという気がしないでもないです。本来であれば、200億の緊急予算を使って補正で入れていって、それを一般予算化していって、かつ、それ以外に広報予算もいろいろとついて活動されてきたということで、内閣府においてどうだったのかという総括は、厚生労働省に移管するに当たって総括的な評価を本来はすべきなのかなと思うのですけれども、それが実績評価になったということで、これはどういう取り扱いにしていったほうがいいのかというのは、論点としてあるかと思えます。

要するに、所管から外れていくもの、あるいは評価対象から外れていくものの取り扱いです。そういうのを御検討いただいてもいい論点ではないかと思いました。

最後に3つ目、原理原則論ですが、田辺先生がおっしゃいましたけれども、エビデンスベースド、データドリブン、参議院の決議もありますので、本来は、やりましょうというのではなくて、もうちょっと追求してくださいと、もうちょっとトーンが上がった形になっているかと思えます。そこをもう少し大事にさせていただけないかなというのは、物によ

ってでございます。

その中でということですが、先ほど総合調整の話題がありましたが、各省の事業についてまではつけかえなので評価できないのではないかとおっしゃっていましたが、確かにそうだと思いますが、他方で、だからこそ総合調整に置かれているということもあるかと思しますので、大綱でホチキスどめするのが総合調整なのだという理解の仕方も一方あるかと思しますが、本来は評価のほうでも総合調整的な評価といいますか、全体を見てどうだったのだということを議論するのは割と、大綱などをつくる時よりも、予算の議論をするときはよほど自由にできるはずですので、やっってくださいという話ではありませんが、できればもう少し追及をしていただく心構えでお願いしたいなど、感想として思いましたということです。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

○横田課長 幾つか論点をいただきましたが、まず、どのようなものを評価の対象から外したかに関しましてですが、前回の夏の懇談会でお話いただいたとき、栄典、賞勲関係の件と、あとは迎賓館の件と2つありましたが、今回、迎賓館は評価対象として残しております。なぜかと申しますと、資料3-2の53ページをごらんいただきたいと思っております。前回の懇談会でお話したときにはそのとおりと私も思っておりましたが、しかし迎賓館について施策の方向性の大きな転換がありましたので、これはあえて残させていただきました。

と申しますのが、赤坂及び京都の両迎賓館につきまして、従来は外国の賓客の方の接遇にのみ使っていたというところがあって、一般公開というのは非常に限定的に行ってきたわけですが、やはり我が国の貴重な財産、建造物あるいは調度品につきまして、国民あるいは外国のお客様、観光客の方にも見ていただくということで、大胆に開放していこうという方向性が新たに示されました。外国人誘客、観光立国の推進に寄与するということでの施策の方向性が出されまして、内閣府の迎賓館だけではなくて京都の御所も含め、あるいはいろいろな公園施設関係もそうなるわけですが、大胆に開放していこうということになりましたものですから、となりますと、逆に目標管理型が適切になってしまう、目標を追いかけていけることとなります。もっと言えば、そういうものできちんと評価していくべきものに転換したものですから、夏の段階では外そうかという議論をしていたのですけれども、迎賓館については、その施策の転換があったものですから、この53ページのところで、まだ目標数値を作り切れていないのですが、年間の参観者数というのを、目標として持っていこうと考えております。

ちなみに、赤坂のほうでは試験的な公開を行いまして、建物だけであれば2万8,000人、前庭を含めると7万6,000の方がいらっしゃったものですから、従来は年間定期的に、限定的に公開して3万3,000の方にござんいただくのが限度だったのですけれども、それを大胆に開放しますので、それを考えますと、このような試験公開の実績も踏まえて、一定

程度の目標を持って取り組んでいきたいということがありますので、迎賓館については今回あえて残したというところがございます。

一方、御指摘を踏まえて、定常的に続く事業についてはどうしようかと考えて、そういうものについては、モニタリングであったり、あるいは目標管理型から外すという形で進めることを考えているところがございます。それがまず1点目でございます。

あと、基本計画について書くべきとのお話でございますが、どの施策を取り上げるかについては、基本計画の一番最後に体系図をつけさせていただきますので、それでわかることとなります。あとどこまで入れ込むかについては、いろいろとまた検討して、議論して、進めていきたいと考えております。

あとは、行政事業レビューとの関係でございますけれども、指摘を受けたら書いていただくような形で、書いていただいている例もございますので、指摘で取り上げられたものについては、注記という形ではありませんけれども、いわゆる評価のいろいろな場面で、このような指摘もあったということは書いていただいて、それを含めて全体の政策評価としてどうなのだというところを各担当課に考えてもらうということで取り組んでいきたいと考えております。

○山谷座長 よろしいですか。

ちょっと時間がオーバーぎみなので、最後に5番目の議題でございますけれども「今後の予定等」について、お願いいたします。

○中山課長補佐 それでは、今後の内閣府本府政策評価のスケジュールを御説明いたします。資料6、横向きのものなのですけれども、ごらんください。

本日、御議論いただきました平成27年度実施計画（改定案）、平成28年度実施計画、第5次基本計画（改定案）、それから資料5の関係の政策評価書につきましては、速やかに府内の決裁をとりまして、公表する方向で準備を進めていきたいと考えております。

また、平成27年度実施施策に係る政策評価（事後評価）に関しましては、8月ごろにまた御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

今も御案内がありましたように、次回の懇談会は、平成27年度内閣府本府政策評価（事後評価）（案）を主な議題として、8月ごろに開催したいと思います。

それでは、以上をもちまして、第24回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を終了いたします。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。